

議案第40号関連資料

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例の改正について

1 目的

引用法律の題名を修正し規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。

2 概要

条例で引用する法律の題名を改め、規定の整備を図ります。(第6条第1項及び第7条第1項関係)

(現行) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)

(改正) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号)

改 正	現 行
<p>(相談、情報提供等)</p> <p>第6条 市は、旧優生保護法被害者等に対し、<u>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律(令和6年法律第70号。以下「補償金等法」という。)</u>第24条第1項に規定する補償金等の請求手続に係る問題その他の旧優生保護法被害者等が抱える問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、法律、医療又は福祉に係る機関その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(被害調査への協力)</p> <p>第7条 市は、<u>補償金等法第2条第2項に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等及び同条第4項に規定する旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等</u>に関する調査その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(相談、情報提供等)</p> <p>第6条 市は、旧優生保護法被害者等に対し、<u>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号。以下「一時金法」という。)</u>に基づく一時金の請求手続に係る問題その他の旧優生保護法被害者等が抱える問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、法律、医療又は福祉に係る機関その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(被害調査への協力)</p> <p>第7条 市は、<u>旧優生保護法に基づく優生手術等(一時金法第2条第2項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。)</u>に関する調査その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

3 施行期日

公布の日